

令和7年9月25日



消防局職員の懲戒処分等について

柏市消防局は、本日付で、職員に対する懲戒処分等を行いましたので、以下のとおり公表します。

消防団員をはじめ、市民の皆様には多大なるご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

1 処分等の内容

処分を受けた職員	処分の内容
消防局 消防団課職員 (40代男性)	免職(懲戒処分[退職金不支給])

※上記のほか、管理監督責任として、所属長を減給(10分の1)1月、消防局長、副局長、令和6年度、7年度の消防団課副参事を戒告、令和5年度消防団課副参事を訓告としました。

※処分等にあたっては、柏市職員懲戒審査委員会及び柏市消防職員懲戒審査委員会を開催し、その審査を行っています。

2 対象事案の概要

当該職員は、令和7年2月から8月までの期間、消防団課において、市からの補助金及び消防団員からの会費が管理されている、消防団関係の各口座からの引き出しや現金の取り扱いにおいて横領を行いました。

横領額は2,235,682円となります。

なお、消防団課では、当該口座の管理を当該職員のみに行わせていました。

3 対応状況

令和7年9月22日(月)、本件について、柏警察署に当該職員を柏市消防局長名で刑事告発しました。

4 再発防止策

消防団課で管理していた通帳及びキャッシュカードは、すべて消防団に返納しました。今後の消防団関係の出納については、消防団と協議のうえルールの整備を進め再発防止に努めてまいります。

【本件に関するお問い合わせ先】

柏市消防局 消防職員課

電話 04-7133-8798